

2. 海外発生期

(1) 受診の仕方の周知

感染を拡大させないため、保健所は、新型インフルエンザへの感染を疑う人からの相談を受ける発熱相談センターを整備する。

市の協力を得て、ホームページ、チラシ、ポスター、広報紙などを活用して、感染を疑う人はまず発熱相談センターへ電話により問い合わせることを地域住民に周知徹底する。

このことについては、あらかじめ地域医師会・病院協会に周知し、感染を疑う人からの問い合わせに対して対応いただくよう、協力を依頼しておく。

問い合わせに対する協力依頼

地域医師会・病院協会 様

新型インフルエンザの感染を疑う人からの問い合わせに対しましては、次のように対応いただきますよう、ご協力をよろしく申し上げます。

発熱相談センターの電話番号、開設時間を周知願います。

(本人情報から新型インフルエンザ感染の疑いがあった場合は、)マスクを着用した上で、発熱外来を受診するよう指導願います。

発熱外来の受診前に必ず連絡して、受診時刻および入口等について、問い合わせるよう指導願います。

(2) 発熱相談センターの稼働

海外発生期において、保健所内に発熱相談センターを設置・稼働し、国内発生早期の段階で市役所(保健センターなど)に設置・稼働する、と県の行動計画で規定されているが、相談内容による分担の必要性など、さらに検討を要する。

(3) 拠点病院・協力病院の対応

この段階においても、新型インフルエンザに感染している可能性があるが患者とは診断できない者が多数発生し、入院を必要とする例もあると予想される。このような場合も感染症指定医療機関等(拠点病院・協力病院)が当該者を受け入れることになるが、新型インフルエンザが否定された時点で、当該者を退院又は一般病院に転院することを検討する。

県は、拠点病院・協力病院が、この段階から即応態勢をとる必要があること等を踏まえ、全ての医療機関の準備状況を把握し、その準備を支援する(人材調整、感染対策資器材、抗インフルエンザウイルス薬等)。

(4) 抗インフルエンザウイルス薬に関する指導

ア 備蓄量の把握

薬剤師会等の協力のもと、管内の医薬品卸売業者、医療機関における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量(在庫量)の把握を行う。

イ 適正な流通指導

医療機関・医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザ薬の適正な流通を指導する。

ウ 適正使用に関する指導

医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請するとともに、患者の濃厚接触者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の実施を要請する。

3. 国内発生～拡大期

(1) 患者の移送・搬送

ア 法第 21 条の規定に基づき、法第 19 条の規定に基づく入院の対象となった新型インフルエンザの患者については、県等が、その移送体制の整備について責任を持つとともに、原則として県等が移送を行う。(法第 26 条の規定による準用)

しかしながら、法第 19 条の規定に基づく入院措置が行われる患者が増加し、県等による移送では対応しきれない場合は、消防機関の協力が不可欠であり、県等は、事前に消防機関と協議し、新型インフルエンザ流行時における患者の移送体制を確立させる必要がある。

イ 法第 19 条の規定に基づく入院措置が行われていない患者については、消防機関による移送が行われることとなるが、消防機関においては感染対策のための必要な个人防护具等の準備を行う。

ウ 新型インフルエンザの症状を有する者の数が増加した場合、患者を迅速に適切な医療機関へ搬送できるよう、消防機関と医療機関は、積極的に情報共有等の連携を行う。

エ 新型インフルエンザの患者等による救急車両の利用が増加した場合、従来の救急機能を維持するために、不要不急の救急車両の利用の自粛や、症状が軽微な場合における民間の患者等搬送事業者の活用等の広報・啓発を行い、救急車両の適正利用を推進する。

(2) 拠点病院・協力病院の措置

国内で新型インフルエンザが発生してから、県内において入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなる状態まで、感染拡大をできる限り抑えることを目的として、新型インフルエンザの患者に対する拠点病院・協力病院への入院措置及び抗インフルエンザウイルス薬等の投与を行う。

< 発熱外来 >

県は、国内発生早期に、新型インフルエンザとそれ以外の患者を振り分ける発熱外来を設置する。

ア 発熱外来において、発熱相談センターの指導を受けた者等から受診の連絡を受けた医療従事者は、個人防護具装着等十分な感染防止策を行い、他の疾患の患者と接触することのないよう動線を確認して対応する。

イ 発熱外来は、受診者について、新型インフルエンザに感染している可能性があるかと判断した場合、直ちに保健所に連絡する。なお、当該者の個人情報保護には十分に留意する。

ウ 発熱外来は、受診者について、新型インフルエンザに感染している可能性がないと判断した場合、当該者に対して、適切な情報を与え、必要に応じて医療を提供するものとする。

< 受診医療機関 >

ア 新型インフルエンザへの感染を疑う者が、直接、発熱外来を設置していない病院又は診療所（以下「受診医療機関」という。）を受診してしまうことも想定される。また、受診医療機関の一般来院者から、新型インフルエンザに感染している可能性がある者が確認される可能性も否定できないことであり、そうした場合の対応を以下に示す。

受診医療機関は、新型インフルエンザへの感染を疑う者又は一般来院者について、新型インフルエンザに感染している可能性があるかと判断した場合、直ちに保健所へ連絡し、受け入れに適切な拠点病院・協力病院につき、指示を受けるものとする。

受診医療機関は、新型インフルエンザに感染している可能性があるかと判断した者に対し、マスク等を着用の上、保健所から指示のあった拠点病院・協力病院を受診するよう指導する。受診するよう指導した拠点病院・協力病院への搬送に関しては、医療機関又は保健所の搬送車等により搬送するものとし、状況に応じて、自家用車を利用することとする。公共交通機関の使用は避けなくてはならない。

受診医療機関は、新型インフルエンザに感染している可能性があるとは判断した者に関する情報を搬送者に伝え、搬送者は十分な感染防止策をとった上で搬送を実施する。

受診医療機関は、新型インフルエンザに感染している可能性があるとは判断した者が自家用車にて移動する場合、当該者の携帯電話等の連絡先を、受診するよう指導した拠点病院・協力病院に伝えるものとする。また、受診するよう指導した拠点病院・協力病院の電話番号を本人又はその家族等に伝え、受診前に必ず連絡して受診する時刻及び入口等について問い合わせるよう指導する。

受診医療機関は、後に法第 15 条に規定する積極的疫学調査の実施が想定されることから、当該調査を迅速に実施させるため、待合室等で新型インフルエンザに感染した可能性があるとは判断した者と接触したと思われる一般来院者及び医療従事者について連絡先等の情報を整理した名簿(以下「連絡名簿」という。)を作成しておく。

受診医療機関は、都道府県等からの法第 15 条の規定に基づく積極的疫学調査があった場合は、連絡名簿を保健所に提出する。

受診医療機関は、新型インフルエンザへの感染を疑う者について、新型インフルエンザに感染している可能性がないとは判断した場合、当該者に対して、適切な情報を与え、必要に応じて医療を提供するものとする。

< 拠点病院・協力病院 >

- ア 発熱外来又は受診医療機関において、新型インフルエンザに感染している可能性があるとは判断された者について、受診の連絡を受けた拠点病院・協力病院の医療従事者は、個人防護具装着等十分な感染対策を行い、他の疾患の患者と接触することのないよう動線を確保して対応する。
- イ 拠点病院・協力病院は、発熱外来又は受診医療機関で新型インフルエンザに感染している可能性があるとは判断された者について、新型インフルエンザウイルスの検査に必要な検体の採取を行い、保健所に提出する。
- ウ 拠点病院・協力病院は、当該者について、新型インフルエンザの患者であると診断した場合、直ちに保健所に連絡する。当該患者については、法第 19 条の規定に基づく入院措置の対象となることを踏まえ、入院治療を開始する。

エ 拠点病院・協力病院は、発熱外来又は受診医療機関で新型インフルエンザに感染している可能性がある者と判断された者について、患者とは診断できないが感染の疑いが残ると診断した場合、当該者に対して、任意入院を勧奨するものとする。

オ 上記の任意入院の勧奨に同意した者(以下「入院同意者」という。)への対応及び同意しなかった者(以下「入院非同意者」という。)への対応は、次に掲げるとおりとする。

入院同意者に対する対応(行政の対応を含む。)

拠点病院・協力病院においては、入院同意者が新型インフルエンザの患者であると診断されていないことを踏まえ、ほかに入院している新型インフルエンザの患者から入院同意者に新型インフルエンザウイルスが曝露することがないように、病室等を別にするなどの工夫が必要である。

検査の結果が陽性であれば、入院同意者に対し、法第 19 条の規定に基づく入院勧告を実施し、法に基づく入院とする。

検査の結果が陰性であれば、拠点病院・協力病院は、病状に合わせて入院継続の必要性を検証し、退院又は一般病院への転院を検討する。

入院非同意者への対応(行政の対応を含む。)

拠点病院・協力病院は、保健所に入院非同意者に係る情報を提供する。

保健所は、入院非同意者について、新型インフルエンザに感染していると疑うに足りる正当な理由があると認めた場合、当該者に対して、法第 15 条の規定に基づく積極的疫学調査、第 17 条の規定に基づく健康診断又は第 44 条の 3 の規定に基づく感染を防止するための協力要請を実施する。

検査の結果が陽性であれば、保健所は、その結果を入院非同意者に連絡し、法第 19 条の規定に基づき、拠点病院・協力病院への入院措置を実施する。

検査の結果が陰性であれば、保健所はその結果を入院非同意者に連絡する。

< 保健所 >

ア 保健所は、受診医療機関から、新型インフルエンザに感染している可能性がある者に係る報告を受けた場合、管内の拠点病院・協力病院に連絡をとり、当該者の受け入れの調整を行う。

イ 保健所は、拠点病院・協力病院で採取された検体を、衛生科学センターに運搬し、新型インフルエンザウイルスの検査を実施する。

ウ 保健所は、新型インフルエンザウイルスの検査の結果が判明した場合、直ちに受診医療機関又は拠点病院・協力病院の関係機関に結果を報告する。

エ 新型インフルエンザウイルス検査の結果が陽性であった場合、保健所は、検査結果が陽性であった者の同居者又は受診医療機関における連絡名簿に名前が記載されている者等に対し、必要に応じ、法第 15 条の規定に基づく積極疫学調査、第 17 条の規定に基づく健康診断又は第 44 条の 3 の規定に基づく感染を防止するための協力要請を実施する。

オ 県は、厚生労働省と連携し、拠点病院・協力病院に対し、抗インフルエンザウイルス薬、感染対策資器材等が円滑に供給されるよう調整する。

また、発熱外来の運営を支援するため、感染対策資器材の調達、人材の配分、プレパンデミックワクチンの接種体制の整備や、抗インフルエンザウイルス薬の確保等を行う。

< かかりつけの医師 >

ア 慢性疾患を有する者等が、かかりつけの医師の診療を希望する場合でも、発熱を有する場合はかかりつけの医師にまず電話をかけ、受診すべき医療機関についての指導を受ける。

かかりつけの医師は、発熱外来の受診を指導した場合、当該患者に発熱相談センターに問い合わせ、受診する発熱外来に係る指示を受けるよう指示し、指示のあった発熱外来に、患者の基礎疾患等を記載した紹介状をファクシミリ等で送付することが望ましい。

(3) プレパンデミックワクチンの接種体制

県は、国が作成する接種に関する基本方針の策定及び接種実施ガイドラインに基づき、接種優先順位の検討、接種実施医療機関・施設の登録と必要設備の設定の準備、接種実施に必要な人材の登録と接種トレーニングについて検討を行う。

(4) まん延期に対する備え(自宅療養・患者収容大型施設)

まん延期には、軽症者は自宅での療養を余儀なくされるため、保健所は、自宅療養に関する専用相談窓口設置の検討について市に依頼する。

また、自宅療養とされた高齢者等の要支援者である患者に対し、宿泊施設等を臨時的な入居施設として活用した支援の準備を市に要請する。

4. まん延期～

(1) まん延期の判断

県においては、その状況に応じ柔軟に対応する場合もあり得るため、地域独自の対応が必要となる場合を考慮し、第三段階を3つの時期(感染拡大期、まん延期、回復期)に小分類し、その移行については国と協議の上で県が判断するものとされている。まん延期とは、県において、入院措置等による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態をいう。

(2) 入院勧告の中止(重症患者のみ入院)

ア 新型インフルエンザ患者の入院措置を緩和し、入院治療は重症患者に行うこととする。

イ 抗インフルエンザウイルス薬使用治療の優先順位は下記のとおりとする。

新型インフルエンザ入院患者の治療

罹患している医療従事者及び社会機能維持者の治療

罹患している医学的にハイリスク群の治療

児童、高齢者

一般の外来患者

(3) 全医療機関での対応

新型インフルエンザ患者の入院措置を緩和し、患者の隔離を行わず、原則として全医療機関において診断・治療を行うこととする。

(4) 患者収容大型施設の確保・稼働

国内発生早期において患者収容の活用を想定して列挙した大型施設、人員等について、確認を行い、病床の不足が予測される場合には、利用可能な大型施設において、入院患者の対応を行う。

第4章 各層の取組、社会・経済機能の維持

1. 情報の収集・共有、広報

(1) 咳エチケット・手洗いなど

未発生期の時点から、新型インフルエンザに備えた情報(咳エチケット・手洗いなど)の提供に関して、保健所は市と提携、協力を推進する。

元原稿を市に配布するなどして、ホームページ、回覧板、広報紙、ポスター、テレビ・ラジオなどの媒体を活用して、新型インフルエンザ対策に関する広報を実施する。

(2) 備蓄

個人での備蓄物品(食料品、日用品、医療品)の啓発についても、市と保健所が提携、協力を推進する。

(3) 受診の方法

県は、新型インフルエンザ疑い患者は、原則として拠点病院において診断・治療を行うこと、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は拠点病院に移送すること、を医療機関に周知する。

なお、新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合には、感染症法に基づき入院勧告が行われ、確定診断が実施される。

また、新型インフルエンザ疑い患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応が指導される。

保健所は、市、医療関係者とあらかじめ協議・調整のうえ、新型インフルエンザへの感染を疑う人の、発熱相談センターへの電話および発熱外来への受診の方法について、市、医療関係者と協力して周知徹底に努める。

2. 在宅への支援

(1) 在宅療養者

保健所は、要介護高齢者や身体障がい、難病等で在宅療養をしている人、通所施設などが閉鎖されたために在宅となった人に対して、4市の介護保険担当課、障害担当課と調整して生活状況の把握を行う。特に、人工呼吸器装着、気管切開、在宅酸素療法、胃ろう設置者等の医療依存度の高い療養者については、医療、看護、介護の維持ができるような体制整備を行う。

訪問看護ステーション連絡協議会の協力

多数の新型インフルエンザ患者が発生した場合、保健所から訪問看護ステーション連絡協議会に協力を求める。

病院医師、在宅医の指示・意見により、訪問看護、または居宅療養管理指導で訪問を行う。

管内の薬剤師会に協力を求め、居宅療養管理指導として調剤薬局による薬剤・衛生材料の配達、内服指導を依頼する。

(2) まん延期における新型インフルエンザの軽症者

保健所は、市、関係団体の協力を得ながら、新型インフルエンザに罹患し自宅で療養する者の支援を行う。

管内の医療、看護の専門学校等に対して協力を依頼する。

自宅患者の見回り

往診・訪問看護

食事の提供

医療機関への移送

自宅死亡者への対応

(3) 啓発、研修

保健所は、関係者と協議のうえ、在宅医療、介護関係者に対する感染予防対策についての啓発、研修を進める。

3. 物資の支援

(1) 食料、生活必需品

国内発生早期において、県の関係部局は、食料、生活必需品の確保を図るため、流通業者の協力(発生以後の業務継続対策の実施)を要請する。

また、流通機能の破綻に備えて、市と連携し食料の配給についての検討準備を行う。

さらに、高齢者等要支援者の生活維持のため、食料や生活必需品の配給などの支援について、市に対応するよう要請するとともに、高齢者や障がい者の介護等の支援のための準備を、市など関係団体に要請する。

4. 死体の埋火葬

(1) 発生段階別の対応

前段階	未発生期	<p>各市における火葬能力、遺体安置可能数の調査を行い、現状を把握する。</p> <p>感染防止、遺体の保存に必要な物資確保の準備を市に要請する。</p> <p>火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう、市に把握、検討を要請する。</p>
第一段階	海外発生期	<p>感染防止、遺体の保存に必要な物資を確保できるように市に要請する。</p> <p>火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的遺体安置施設等の確保準備を市に要請する。</p>
第二・第三段階	国内発生 ～拡大期	<p>火葬能力についての情報を把握し、市、県と情報共有する。</p> <p>死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的遺体安置施設等の確保を市に要請する。</p>
	まん延期～	<p>可能な限り火葬炉を稼働するよう市に要請する。</p>

第5章 参考資料

1. 関係機関、役割と連携

(1) 連携フロー

(今後に検討)

2. Q&A

(今後に検討)